

# ○国立大学法人筑波大学広告掲載等取扱規則

平成29年6月22日  
法人規則第24号  
改正 平成31年法人規則第29号  
令和 元年法人規則第9号

## 国立大学法人筑波大学広告掲載等取扱規則

### (目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）が発行又は発信する情報媒体その他の財産（以下「情報媒体等」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報媒体等 次に掲げる本学の財産のうち、広告の掲載又は掲出が可能なものをいう。
  - ア 本学が作成する広報誌、冊子類、封筒等の印刷物
  - イ その他情報媒体等として活用できる本学の財産のうち、学長が認めるもの
- (2) 広告掲載 情報媒体等に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

### (広告掲載の基準)

第3条 情報媒体等への広告掲載は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- (4) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- (5) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (10) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (11) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (12) 取引商品等の性質上、消費者との懸案惹起が想定されるもの
- (13) 個人、団体又は組織等の名刺広告に関するもの
- (14) その他掲載又は掲出する広告として適当でないと認められるもの

### (広告掲載の態様等)

第4条 広告が情報媒体等に占める割合及びその掲載箇所等の態様は、情報媒体等の趣旨を損なわない範囲でなければならない。

2 情報媒体等に継続して広告を掲載する場合、期間は1か月を単位とし、一度の申し込みによる掲載期間は、最長12か月とする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の実施に当たっては、ホームページ等により広く募集して行うものとする。

(広告掲載の申請)

第6条 広告掲載を希望する企業その他の者(以下「広告依頼者」という。)は、別記様式第1号の広告掲載申請書に会社概要等及び掲載しようとする広告の版下原稿や図案等を添えて、学長に申請するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 学長は、前条の広告掲載の申請があったときは、当該事業に関連する業務を担当する副学長等の意見を聴いて、掲載の可否を速やかに決定し、広告依頼者に別記様式第2号の広告掲載決定通知書により通知するものとする。

2 学長は、前項の決定に当たり必要があると認めるときは、運営会議の意見を聴くことができる。

(広告依頼者の責務)

第8条 広告の内容又はこれに起因する一切の責任は広告依頼者が負うものとし、本学はいかなる責務も負わない。

2 広告依頼者は、広告の版下原稿や図案等の作成等に関する経費を負担する。

3 広告依頼者は、広告の版下原稿や図案等に関する著作権等関係諸法令の確認及び必要な手続きを行わなければならない。

(広告の掲載順位)

第9条 同一の情報媒体等において複数の広告を掲載する場合、原則として、広告掲載の申請を受理した順に、広告掲載枠の右上部から順に右下に掲載するものとする。

2 広告掲載枠を超える申請があった場合は、原則として、広告掲載の申請を受理した順に掲載することとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告の規格及び掲載料)

第10条 広告の規格及び掲載料は、別表を標準とする。

2 学長は、情報媒体等の発行部数、発信形態又は態様からみて、別表に定める規格及び掲載料の標準によりがたいと認める場合その他特別の事情がある場合においては、規格及び掲載料を変更することができる。

(掲載料の納入等)

第11条 広告依頼者は、掲載料を指定された期日までに本学が指定した預金口座へ一括納入するものとする。ただし、第13条に定める現物寄付の場合はこの限りでない。

2 既納の掲載料は、第14条第1項第2号の事由により広告掲載の決定を取り消した場合及び情報媒体等の発行中止等本学の都合により広告が掲載できなかった場合を除き、原則として返還しない。

3 掲載料を返還する場合、利子を付さない。

(掲載料の帰属)

第12条 掲載料は、情報媒体等を所管する教育研究組織等に帰属させるものとする。

(現物寄付)

第13条 学長が認める場合は、第10条に定める掲載料の全部又は一部の納入に代えて、広告依頼者に広告を掲載した情報媒体等を寄付させることができる。

(広告掲載の取消し等)

第14条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料の納入がないとき
- (2) 広告依頼者から、第7条第1項に定める広告掲載決定通知書において指定した広告掲載の取消し期限までに、広告掲載の取消しの申出があったとき
- (3) 広告掲載の申込み時に広告の版下原稿又は図案等の文案等が提出された場合において、第7条第1項に定める広告掲載決定通知書において指定した提出期限までに広告の版下原稿又は図案等が提出されなかったとき
- (4) 第6条に定める広告掲載申請書及び添付書類等の記述に虚偽がある等信頼関係を損なう事実が判明したとき
- (5) 広告依頼者がこの法人規則その他の法人規則等に違反したとき又は違反したことが判明したとき
- (6) その他学長が広告掲載の決定を取り消すことを必要と認めるとき

2 学長は、現物寄付を受けた情報媒体等について、寄付受領後の状況の変化等によりやむをえないと認めるときは、その使用を中止することができる。この場合、本学は、広告依頼者にその旨を通知し、現物寄付の残部を返還する以上の責は負わない。

(事務)

第15条 広告掲載に関する事務は、総務部総務課及び関係部課室等が行う。

(雑則)

第16条 この法人規則に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成29年6月22日から施行する。

附 則 (平31.4.26法人規則29号)

この法人規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則 (令元.9.5法人規則9号)

- 1 この法人規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の前日に、改正前の国立大学法人筑波大学広告掲載等取扱規則第6条の規定により申請があったものの広告の掲載料については、この法人規則による改正後の同規則

第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

発行部数 1,000 部超の広報誌（多色刷り）

規格	掲載料（1 掲載当たり） （税込）
縦 5cm×横 9cm	25,460 円
縦 5cm×横 18cm	50,920 円
縦 10cm×横 9cm	50,920 円
縦 10cm×横 18cm	76,380 円
縦 12.5cm×横 18cm（A4 版半面）	101,850 円
縦 25cm×横 18cm（A4 版全面）	203,700 円

※ 継続して掲載する場合の掲載料は、継続の掲載回数に上記掲載料を乗じて掲載料を算定する。

国立大学法人筑波大学長 殿

(広告依頼者)

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

広 告 掲 載 申 請 書

国立大学法人筑波大学広告掲載等取扱規則第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

掲載を希望する広告媒体 (○で囲んでください。)	1. 印刷物 ( ) 2. その他 ( )	
掲 載 希 望 期 間	年 月 ~ 年 月	
掲 載 希 望 枠 数	枠	
広 告 の 内 容 (広告の内容案を記入又は添付してください。)		
業 種		
連 絡 先	担 当 者 氏 名	
	電 話	( )
	F A X	( )
	E-mail	
そ の 他	1. 申請に当たっては、国立大学法人筑波大学広告掲載等取扱規則を遵守します。 2. 広告の内容に著作権及び肖像権の侵害のないことを確認しています。	

（広告依頼者） 殿

国立大学法人筑波大学長

〇 〇 〇 〇 印

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない
掲 載 す る 広 告 媒 体	
掲 載 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
掲 載 枠 数	枠
広 告 の 内 容	
広 告 掲 載 料	
広 告 掲 載 料 納 入 期 限	年 月 日 ( )
広 告 原 稿 提 出 期 限	年 月 日 ( )